

退職給付専門委員会
ディスカッション・ポイント（期間帰属方法の見直し）

退職給付債務の算定過程における、退職給付見込額の期間帰属方法の取扱いについては、10月29日の委員会において、以下の2つの案の審議を行っている。

1案	国際財務報告基準（IAS第19号）及び米国会計基準（SFAS第87号）が採用する、「給付算定式に従う方法 ¹ 」だけを認めるように変更する。
2案	「給付算定式に従う方法 ² 」を認めるが、我が国で現在認められている「期間定額基準」についても引き続き認めることとし、両者の選択適用とする。

- 専門委員会では、1案を推す意見と2案を推す意見に分かれている。これらの意見の内容については、資料3-2の5～9ページに要約している。
- 本日の委員会では、今後の審議の効率化を図るために、本論点については、次の事項について暫定合意のための意思確認を行いたい。

意思確認事項

退職給付債務の算定における、退職給付見込額の期間帰属方法について、上記の2案を採用し、今後の検討を行うこととしてはどうか。

以 上

¹ 給付算定式が後加重である場合、定額法で給付算定式を補正する。

² 脚注1と同様に、給付算定式が後加重である場合、定額法で給付算定式を補正する。